川崎重工・中国出向エンジニア過労死事件 マスメディアが大きく報道 社員遺族が賠償を求め提訴!

過度な業務と海外赴任のストレスなどを会社が黙殺

億円の損害賠償を求め神戸地方裁判所に提訴しました。

全配慮義務違反によるものだとして、遺族の方が5月12日、

弁会社に出向・赴任中に自殺(20

、工場の男性社員(当時35歳)が中国の現地企業との合

13年7月)したのは、

の不具合対応に追われ、さらに、本来業務に加え新たな業務も押しつけられ、宿泊業務を強いられました。中国語を満足に話せない中で赴任した早々、頻発する現地 先マンションに帰宅後も深夜まで、また休日も対応を余儀なくされました。 男性社員の方は、当初、幹部社員と赴任する予定でしたが、最後まで一人での

み、うつ病を発症し、マンションから飛び降り自殺しました。 ていったということでした。赴任して3カ月後に、過度な業務と孤独にもがき苦し

赴任後まもなく元気がなくなり、家族との顔をみての通話でも、表情がなくなっ

責任を全く認めない会社の対応に、遺族の方がやむを得ず提訴

神戸東労働基準監督署は2016年3月に、自殺と業務との因果関係を認め

ねます」と突っぱねました。 罪もしませんでした。その後、遺族の方が会社に よう求めた通知に対し が安全配慮義務違反を認め、損害賠償に応じる れない」と退け、さらに今年1月 全配慮義務に違背する事実があったとは認めら しかし、会社は、その責任を認めず遺族への謝 し合いを求める通知書を提出しましたが しても、 「一切対応いたしか 遺族の弁護団

応に、遺族の方がやむを得ず、 、く提訴に踏み切り、同時に記者会見を開きま 会社がまったく事件と向き合おうとしない対 川重の責任を問う

でコメントできない」としています。 会社の広報担当者は、「訴状が届いていないの

アが大きく報道 勇気ある提訴・記者会見をマスメディ

えられました。 このような事が起こらないようにしてほしい」と訴 けでなく本当に一人一人を大切にして、二度と **へ好きなパパであり、両親が大切に育てた息子** 記者会見で遺族の方は、「夫は、会社にとって かけがえのない人です。 従業員3万人以上の中の一 私にとっては大切な夫で、 会社は利益の追求だ 子供たちにとっては 人かもし しれない

その報道が、新聞・テレビ・ネットで広く取り上げ ともあり、記者会見では数多くの質問が出され、 されたこと、海外赴任中の過労死事件という 夫の無念を晴らすために、勇気を出して提訴 関心の高さを示しました。

(裏面に「はぐるま」2016年秋季号の関連記事を掲載



(5月12日 記者会見の原告団)

川崎重工委員会

出来事や情報もお寄せください

FAX: 078-341-3236 E-mail: spum69u9@pony. ocn. ne. jp ホームページ http://www.jcp-kawajyu.jp/

秋季号(NO・229)に掲載した日本共産党川崎重工委員会の見解です。参考に添付します。 左記は、2016年3月の神戸東労働基準監督署の労災認定を受けて、「はぐるま」2016年

今年3月に労災認定 中国赴任中の社員が宿泊先で事故死 プラント・ 環境カンパニ-会社は再発防止に万全を尽くせ! 過度の心身疲労が一

の7月に、宿泊先のマンションで尊い命を失いました。Aさんは、妻子を持ち、将来期待されていた302013年4月から中国のセメント設備関係の合弁会社に単身赴任していたAさんが、3カ月後 代の中堅社員でした。

言葉が通じない海外での勤務・一人生活は想像以上のストレス

に迫られました。 の赴任を強いられました。赴任早々、現地の通訳を通じて、頻発する不具合 対応に追われ、宿泊先に帰宅した後も深夜遅くまで、また休日も、その対応 Aさんは、幹部職員と共に赴任する予定でしたが、結局、最後まで一人で

慣や文化の違いも重なり、想像以上のプレッシャーやストレスだったのでしょ なくなっていったということでした。帰宅しても話す相手がおらず、現地での習 6月中旬ころから元気がなくなり、家族との顔を見ての通話でも、表情が

で一人で る不具合 その対応 で、表情が で、表情が での習 たのでしょ

の2位は「自殺」ということで、メンタルヘルス対策の重要性が指摘されています。 外務省の統計では、海外での死亡邦人は年500~600人、死亡原因

の対策を講じるべきだ 会社には赴任者の命・健康を守る義務があり、国内以上に、メンタル面も含めた万全

理下以外での死亡の場合、労災認定が難しい状況の中で、これ自体はたいへん意義あるものでした。 Aさんは、今年3月に、労働基準監督署が業務災害だったとして労災認定を受けました。会社の管

働環境・生活環境の実情をよく把握し、メンタル面の相談・フォローアップ等の万全の対策を講じるべき や出張者についても、当然、命と健康を守る「安全配慮義務」を負っています。海外の場合は、国内以上 に、赴任先の状況に応じて、危機管理や健康管理をきめ細かく実施しなければなりません。とくに、労 しかし、海外赴任によって尊い命を失うようなことは、決してあってはなりません。会社は、海外勤務

赴任前の健康診断で再検査を指摘されていたにも関わらず、そのまま赴任させたことなどは大問題でその点では、Aさんが、宿泊先に帰宅後も、深夜遅くまで、また休日も仕事づけになっていたことや、

会社は「安全配慮義務に違背」していないとして遺族への謝罪を拒否

遺族の方は、〃 幼い子供たちを残してなぜ、、 中国に行かなければ、という無念でいっぱいでしょ

通知し、謝罪もしていません。これでは、とても尊い命をあずかる会社の態度とは言えません。 会社は、その思いを逆なでするように、弁護士を通じて、「安全配慮義務に違背」していないと遺族に

て安全に安心して活き活きと働き続けられる環境を整備」すると宣言しています。この内容で実情を厳 しく点検し、反省点と人間味ある再発防止策を公表することが、 会社は、Kawasaki Report 2016で、「『人間尊重』ならびに『健康第一』を旨とし、人財が誇りを持つ Aさんの死に報いることではないで